



2024.4.1 No.224 4・5月号

暮らしの情報とやま



トピックス P2 初めての一人暮らしで気を付けたい消費者トラブル

発行/富山県生活環境文化部県民生活課・富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>

令和6年能登半島地震に便乗した不審な訪問販売や電話勧誘、メールにご注意ください!!

相

談

今回の地震後、壊れた屋根から雨漏りするようになりました。先ほど、「屋根を点検しましょうか」と業者の訪問があり、見てもらったところ「すぐに直します」と言われました。

最近、新聞等で、災害に便乗した悪質商法について注意喚起がされていたので、契約しようか迷っているのですが…。(50代 男性)

回

答

令和6年能登半島地震に関連し、「屋根の無料点検後、高額な契約をさせられた」「火災保険で修理できると電話があった」「国の機関を名乗り、支援金を支給するので手数料を送るようメールが届いた」などの相談が寄せられています。地震発生後は、便乗した詐欺的トラブルや悪質商法が発生しますので十分に注意ください。

- 相談者には、契約を迫られても即決せず、できれば複数社から見積もりを取り検討するよう助言しました。
- 修理工事等の契約は慎重にしましょう。また、契約後

でもクーリング・オフできる場合があります。

- 「保険金を使って自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されてもすぐに契約せず、加入先の保険会社に相談しましょう。

- 公的機関が電話やメール等で義援金を求めることはありません。不審な電話はすぐに切り、不審メールは無視し、金銭を要求されても支払わないでください。



少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。
(消費者ホットライン「188(いやや)」)

※能登半島地震関連消費者ホットライン(国民生活センター) TEL 0120-797-188 (通話料無料)

注意喚起!

無頓着は火事の元!

～5年で2倍、配線器具の火災事故に注意!～

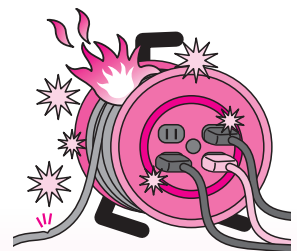
テーブルタップ・延長コードなど(以下「配線器具」という)による事故が毎年発生しています。NITE(ナイト)に通知のあった製品事故情報(※)によると、2019年から2023年の5年間に配線器具の火災事故は126件あり、2023年の件数は2019年の約2倍となり、近年高止まりの傾向がみられます。

配線器具の取扱いは、つい無頓着になってしまいがちですが、ほこりがたまったらそのまま放置したり、机や椅子の脚で

踏むなど繰り返し負荷を加えたり、接続可能な最大消費電力を超えて使用したりすると、火災につながるおそれがあります。

近年、DIYやキャンプブームで人気のコードリールも、使用方法を誤ると火災の危険があります。

配線器具やその使用状況をチェックして、事故を未然に防ぎましょう。



■配線器具の事故を防ぐポイント

- 電源プラグやテーブルタップ及びコンセントの差込口などにほこりがたまらないよう掃除する。水分に注意する。
- 電源コードを引っ張る、机や椅子の脚で踏むなど、無理な力を加えない。変形した電源プラグは使用しない。
- 接続可能な最大消費電力を確認し、これを超えて使用しない。

(※)消費生活用製品安全法に基づき報告された重大製品事故に加え、事故情報収集制度により収集された非重大製品事故やヒヤリハット情報(被害なし)を含みます。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000152833.pdf>

初めての一人暮らしで気を付けたい消費者トラブル

退去時の原状回復などの「賃貸アパートの入退去」トラブル

【事例】・退去後、ハウスクリーニング費用などを含む高額な原状回復費用を請求された。

アドバイス

- ・契約前に、修繕や退去時の費用負担など書類の内容をよく確認しましょう。
- ・入居前に、キズや汚れなど部屋の状態を貸主側と一緒に確認し、記録に残しましょう。
- ・雨漏りなどのトラブルが発生したら、すぐに貸主側に連絡し相談しましょう。
- ・退去時に納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」等を参考に貸主側に説明を求めましょう。

引越し、不用品回収などのトラブル

【事例】・不用品回収業者に家電の廃棄を依頼したが、見積と異なる高額な請求を受けた。

アドバイス

- ・業者との契約時は約款をよく確認し、価格とサービス内容を十分検討しましょう。
- ・引越し完了後はすぐに荷物の状態を確認しましょう。
- ・不用品の処分は、お住まいの市町村のルールで処分しましょう。

新生活を狙った「訪問販売」トラブル

【事例】・マンション全体で契約する電気会社が当社に変わると説明を受け、契約を迫られた。

アドバイス

- ・その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。
- ・不要な契約であれば、きっぱり断りましょう。
- ・訪問販売で契約した場合は、クーリングオフができる場合があります。

SNS をきっかけとした「もうけ話」トラブル

【事例】・SNS 広告を見て副業サイトにアクセスし、情報商材購入後、高額なサポートプランを契約した。

アドバイス

- ・うまい話に飛びつかないようにしましょう。
- ・SNS 上で知り合った相手から「簡単に稼げる」と勧誘されても、うのみにしないようにしましょう。

「クレジットカード」に関するトラブル

【事例】・限度額いっぱい買い物して、支払えなくなった。
・リボ払いを選択したら、支払残高が高額になっていた。

アドバイス

- ・手元や口座にお金がなくても買い物できるという意味では借金と同じです。クレジットカードの仕組みや支払方法をきちんと理解し、適切な管理の下で利用しましょう。
- ・リボ払いは手数料負担が大きくなりやすいので、申込み時に十分注意しましょう。

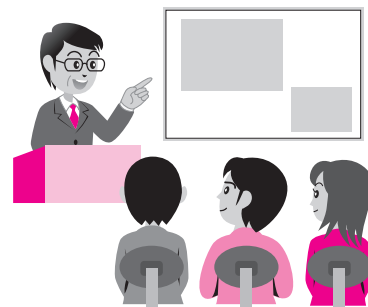
「消費生活出前講座」をご利用ください!

講師派遣無料

県では、複雑・多様化する消費者トラブルの事例や対処法などについて紹介する出前講座を実施しています。幅広い世代の方に学んでいただき、消費者トラブルの未然防止や配慮が必要な方の見守りなどに生かしていただくことを目的としています。お気軽にご利用ください。

- **対象** 高齢者の見守りを行う団体・グループ (老人クラブ、民生委員・児童委員協議会 等)
障害者等の配慮を要する消費者の見守りを行う団体・グループ
自治会、児童クラブ、PTA、職場のグループ
各種サークル、子育て支援センター 等

- **内容** 最近の消費者トラブルとその対処法
(高齢者/障害者/一般向け)
製品事故に遭わないために
エシカル消費 等



費用

講師派遣費用：無料

会場の確保・設営及びその費用は、申込者の方でお願いします。

お申込み・お問合せ

富山県消費生活センター TEL 076-432-2949

富山県消費生活推進リーダー募集のお知らせ

富山県では、消費者被害の未然防止、早期救済等を図るため、出前講座の講師として啓発活動を行っていただく富山県消費生活推進リーダーを募集しています。

1 応募資格

富山県内在住者で、(1)～(4)のいずれかに該当する方
(常勤の公務員、富山県くらしのアドバイザーは除きます。)

- (1) 「消費生活相談員」「消費生活専門相談員」「消費生活アドバイザー」
「消費生活コンサルタント」のいずれかの資格をお持ちの方
- (2) 公的機関で消費者行政に従事していた方
- (3) 民間企業等で消費生活に関連する業務に従事していた方
- (4) 消費者庁が実施する消費生活相談員養成講座を修了した方

2 募集人員 若干名

3 委嘱期間 委嘱日～令和8年3月31日

4 募集期間 当分の間

- ### 5 応募方法
- 所定の申込書に必要事項を記載のうえ、応募動機についての作文(800字程度)を添えて、郵送、持参、E-mailにより消費生活センターに提出してください。
(申込書は県消費生活センターのホームページからダウンロードできます。)

6 選考方法 随時書類及び面接により選考します。

- ### 7 問合せ先
- 富山県消費生活センター TEL 076-432-2949
詳細は県消費生活センターのホームページをご覧ください。



その警告画面は偽物！ サポート詐欺に注意

パソコン使用中に「ウイルスに侵された」と警告画面が出て動かなくなった。大手ソフトウェア会社のマーク等とともに電話番号が表示されたので信用し、電話をすると「遠隔操作で復旧させるのにサポート契約が必要」と言われた。その契約のためにはコンビニで電子マネーを購入し番号の入力が必要とのことで、5万円分購入し入力した。しかし「入力間違いで無効になった」などと言われ、何度も購入と番号の入力をさせられ、結局約60万円も支払ってしまった。(80歳代)

ひとこと助言

- ・インターネット利用中に、突然警告画面や警告音が出たら、慌てず、まずは偽物ではないかと疑いましょう。表示された電話番号には絶対に連絡しないでください。自分で判断できない場合は、周りの人に相談しましょう。
- ・指示されるままに遠隔操作ソフトのインストールに同意したり、サポート契約等の支払いのためにと、プリペイド型電子マネー等の購入を求められても応じてはいけません。
- ・契約や解約について困ったときは、市町村の相談窓口や県消費生活センター（消費者ホットライン188）に、警告画面の消去方法などの技術的な相談については、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の情報セキュリティ安心相談窓口にご相談ください。

情報セキュリティ安心相談窓口（独立行政法人情報処理推進機構（IPA））

電話：03-5978-7509 メールアドレス：anshin@ipa.go.jp

詳しくは、独立行政法人国民生活センターのホームページをご覧ください。
https://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mailmag/mj-shinsen473.html

消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

富山市消費生活センター（CiCビル内）	☎076-443-2047
高岡市消費生活センター	☎0766-20-1522
魚津市 市民課	☎0765-23-1003
氷見市 市民課	☎0766-74-8010
滑川市 生活環境課	☎076-475-2111（代）
黒部市消費生活センター	☎0765-54-3198
砺波市消費生活センター	☎0763-33-1153
小矢部市 生活環境課	☎0766-67-1760（代）
南砺市消費生活センター	☎0763-23-2035
射水市消費生活センター	☎0766-52-7974
舟橋村 総務課	☎076-464-1121（代）
上市町 町民課	☎076-472-1111（代）
立山町 住民課	☎076-462-9915
入善町 住民環境課	☎0765-72-1824
朝日町 住民・子ども課	☎0765-83-1100（代）
朝日町 社会福祉協議会	☎0765-83-0576

◆富山県消費生活センター（県東部にお住いの方）
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）
消費生活相談 ☎076-432-9233
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252
FAX076-431-2631

ホームページ [富山県消費生活センター](#)

【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時（休日、年末年始を除く）

◆富山県消費生活センター高岡支所（県西部にお住いの方）
高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890

【開所時間】
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）

◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

消費者ホットライン188（いやや！）

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。
（・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。）
（・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。）



消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン